

特集

安心社会のために
支える人を支える

朝日の
社会福祉
2023



Support!

今号の内容

- ▼特集 誰もが働きやすい社会を目指して
- ▼「思いやりがつながる・ひろがる遺言・遺贈
- ▼「発達障がい」とともに生きる
- ▼「ヤングケアラー・貧困 子どもと家族を孤立させない
- ▼ご寄付のお願い

子どもたちへの給付額は、昨年度は6500万円を超えた。必要性から、今年度も同様の規模を見込んでいます。

さて、今号では、障がいや疾患のある子どもを育てる親の経済や就労の問題をテーマにし、反響をいたいたセミナーとその活動についてご紹介しています。また、優しさを未来に届ける手段としての遺言・遺贈も取り上げています。

引き続き皆さまにご支援・ご声援をいただければ幸

いです。

2023年9月11日から10月31日までの間、児童養護施設で暮らした子どもや若者の学びを支援する「こども応援金」へのご支援をお願いするクラウドファンディングに挑戦いたしました。

目標金額の600万円は、全額を子どもたちへの給付金とする形でご支援をお願いしました。結果は、目標を大きく超える745万5000円。389人もの方々からご支援と温かいメッセージもいただきました。

日頃から支えてくださる皆さまが、子どもたちが未来に歩む原動力になり、そして、応援の輪が一層大きくなるための源です。あらためて心から感謝を申し上げます。

なんとかしたいを、ともに



朝日新聞厚生文化事業団

本部（東京）〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2
TEL 03-5540-7446 FAX 03-5565-1643

大阪事務所 〒530-8211 大阪市北区中之島2-3-18



このダイレクトメールは、過去にご寄付をくださった方などへお送りしています。送付停止や住所変更、同一ご住所で1通のご案内をご希望の方は、お手数ですが下記専用ダイヤルへご連絡ください。ホームページの専用フォーム（右のQRコード参照）からもお手続きいただけます。

TEL 0120-600-668

（ご寄付の領収書についてのお知らせ）

2023年1月1日から、領収書は、「都度発行」から「年間の合計金額での発行」に移行しました。
発行時期は、ご寄付の翌年の1月末頃になります。ご理解をいただけますよう、よろしくお願ひいたします。

朝日の社会福祉2023

2023年11月発行

発行者：社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団

デザイン・イラスト：かえるぐみ



朝日新聞厚生文化事業団

<https://www.asahi-welfare.or.jp/>

終了後に寄せられた参加者の感想には、「障がい児がいても働いていい、職種も限られないことはないといった内容に、はっとさせられた。経験者や有識者の意見が参考になつた」「不安を感じているのが自分でなく、現代社会における課題であることに納得した。親の立場

がい児がいても働いていい、職種も限られないことはないといった内容に、はっとさせられた。経験者や有識者の意見が参考になつた」「不安を感じているのが自分でなく、現代社会における課題であることに納得した。親の立場

セミナー「障がい児・医療的ケア児の親と就労」第2回

子どもの生涯を支えるために 誰もが働きやすい社会を目指して

■ 障がい・医ケア児 育て働く

障がい・医療的ケア児を育てながら働く多くの親は、就労先の子供たちはどううらがめ込んでいるのか。就労先の親は、就労先の子供たちはどううらがめ込んでいるのか。就労先の親は、就労先の子供たちはどううらがめ込んでいるのか。

■ 通院・登校付き添い・夜間ケア・18歳の壁…

親に大きな負担仕事との両立厳しく

「子供にシニア介護の負担を負わせます」「通院・登校で就労の両立が大変です」と、アスレチックで就労する場合などは、就労先の親は、就労先の子供たちはどううらがめ込んでいるのか。

■ 学校の呼び出し度々 息子に寄り添いたい

でも退職したら家計が

■ 倫心配 応募に言えず・フルタイムやめた・連休つい

アスレチックで就労する場合などは、就労先の親は、就労先の子供たちはどううらがめ込んでいるのか。

8人の社員で発足した親の会は、次第に仲間が増え、現在はマスコミのほか、医療、金融、製造、建設、アパレル、ソフトウエア、公務員、団体職員など様々な業界で働く親を中心に、社内外から200人以上が参加する会に成長しています。子どもは乳幼児から成人までお達障がい、小児がん、難病などさまざまです。

朝日新聞朝刊フォーラム面で、障がい児・医療的ケア児を育てている親が直面している悩みや困難についての特集記事が、3回にわたって掲載されました。特集のために募ったアンケートには1400通を超える回答があつた。(朝日新聞) 2023年9月3日付朝刊)

セミナーの記録を事業団YouTubeチャンネルで配信しています。



私は重度の知的な遅れの伴う自閉症の15歳の娘がいます。特別支援学校高等部1年生です。一般的には、まもなくご卒業おめでとうとなります。が、終わりのない育児をしている私たちはそうもいきません。娘のような子は、卒業後の方が居場所が狭まり、老いていく親は介護の負担が重くなります。私のようないく親は介護の負担が重くなります。私のように親の死後も子の生涯を養い続けるために少しでも働き続けたいと願う親は少なくありません。きょうだいがいる家族もあります。ひとり親の家族もいます。私たちにとって、働き続けていくことは、死活問題です。

健常児の育児支援制度は浸透して参りましたが、例え、健常の子の発達年齢で短時間勤務は3歳まで、などと支援を区切った制度となっています。いくつになってもおむつが取れなかったり、自力で登下校できなかつたりする子を育てていて私が私が働き続けるためには、子の年齢で区切らない両立の支援制度が必要です。

親の会では障がい児・医療的ケア児の育児と仕事の両立をめざして、情報交換をしたり、職場や行政に必要な制度の導入を働きかけたりする活動をしています。

朝日新聞朝刊フォーラム面で、障がい児・医療的ケア児を育てている親が直面している悩みや困難についての特集記事が、3回にわたって掲載されました。特集のために募ったアンケートには1400通を超える回答があつた。(朝日新聞) 2023年9月3日付朝刊)

セミナーの記録を事業団YouTubeチャンネルで配信しています。



座談会では参加者からの質問に答えた。右から栗原正明さん、平岡宏一さん、田中智子さん、工藤さほさん、司会を務めた共同通信社編集委員の市川亨さん。



工藤さほ(くどう・さほ) 1972年12月生まれ。上智大学文学部英文科卒。1995年朝日新聞社に入社。前橋、福島支局をへて、東京本社学芸部、名古屋本社学芸部、東京本社文化部で家庭面やファショニズム面を担当。2012年育休明けからお客様オフィス、2019年から編集局フォトアーカイブ編集部。こども家庭審議会成育医療等分科会委員。東京都出身。

事業団では、障がい児や医療的ケア児を育てている親が安心して働き、わが子の将来を希望を持って考えられる社会の実現をめざして、これからも取り組みを進めて参ります。

思いやりがつながる・ひろがる遺言・贈言

遺言や贈言は、負のイメージを持たれがちなテーマですが、そこには大切な人や自分自身、そして社会を思

いやる温かさがあるともいえるのでないでしょうか。

遺言や贈言に詳しい、司法書士の村山澄江さんに、お話をうかがいました。



村山澄江さん プロフィール

民事信託・成年後見の専門家、司法書士、認知症サポート。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート会員。承継寄付診断士。1979年名古屋市生まれ。早稲田大学卒業後、2010年に司法書士村山澄江事務所設立。著書に『今日から成年後見人になりました』『認知症に備える』(いずれも自由国民社)など。生前対策の対応実績1300件以上。

遺される家族のための遺言書

「遺言書なんてお金がたくさんある人だけの話でしょ?」と言われることがよくあります。そんなことはありません。財産の多い・少ないにかかわらず、遺言書を作らなかつたことで遺された家族に迷惑をかけてしまふ可能性があります。

まず、遺言書をぜひ作ってほしいのは、お子さんがいないご夫婦です。どちらかが亡くなったら「配偶者が全て相続できる」というイメージがあるかもしれません。しかし、状況によっては、相続財産をもらえる権利がある人は配偶者の親や兄弟姉妹、その子ども(甥姪)まで広がってしまいます。夫婦で「お互いに全財産を相続させる」という内容の遺言書を書き合えば、万が一のときに配偶者に苦労させずになります。

遺言書があることで防げる争いはたくさんありますし、相続手続きも早く終えられます。でも、いきなり遺言書を書くのはハードルが高いですね。まずは下書きだと思つては大きく違つたでしょう。

ノートなどに書いてみるとことから始めてみてください。法的な効力はないものの、そのようなメモがあったおかげで話し合いがまとまりスムーズに遺産を分けられたケースもあります。ある程度考えがまとまってきたら、清書として遺言書を作成してみましょう。もちろん、考えが変われば何度も書き直しできます。

1万円でもOK 遺言書ができる寄付

社会に恩返し “おひとり様”的遺贈

う方法もOKです。

私の友人の祖母は、地元の図書館に寄付したそうです。「○○さんの寄付で買った本です」とシールが貼られた本を子どもに見せながら、「これはあなたのひいおばあちゃんなんだよ」とお話ししたこと。次の世代へと思いがつながっていくことはとても素敵ですよね。

なり、働きがいを感じるようになつたとおっしゃっていました。遺贈寄付を決めたことで、人生の活力になる方もいます。

私が初めて遺贈寄付の相談を受けたのは10年以上前のこと。臍臓がんを患つた余命3ヶ月の女性からの依頼でした。そのときに遺贈寄付の意義を強く感じ、以来、重点的に取り組んできました。すばらしい活動をしている団体がたくさんあることも知りました。私自身も、将来は遺贈寄付をしたいと思っています。それ家族が誇らしく感じてくれたらさらに万々歳。人生の集大成としての社会貢献にもなる、心が温かくなる

仕組みだと思っています。

寄付先は、お世話をなった学校や貧困家庭の子どもを支援する団体、ペットの保護団体など、希望するところを自由に選べます。1万円でも大丈夫。「1万円を10カ所に」とい

めになるんだ」と意識できるように

近年注目が集まっている「遺贈寄付」をご存知でしょうか?自分が亡き後の財産を社会に役立てる、「遺言書でする寄付」のことです。亡くなつたときに余っていたお金や、子どもに相続した後の残りのお金を寄付することができます。今すぐ手持ちのお金が減るわけではないため、老後資金の心配をする必要はありません。

お子さんや配偶者がいない「ひとり様」も、遺言書で意思を示しておく必要性が特に高い人です。相続人がいない場合、遺産は最終的に国庫、つまり国の財産となってしまします。近年相談に来られた50代の男性は、独身でお子さんがおらず、法律上の相続人たちとも疎遠。そこで「社会に恩返ししたい」との思いから、ほとんどの財産を寄付するという内容の遺言書を作成しました。その寄付先の一つに、児童福祉に力を入れている団体があります。男性は「自分の財産が将来子どもたちのためになるんだ」と意識できるよう



朝日新聞厚生文化事業団では、遺贈相談等について村山さんと提携を結んでいます。遺贈についてご関心をお持ちの方は、60分の無料相談をご利用いただけます。

- ご利用は、遺贈先候補として事業団をご検討いただいている方に限らせていただいております。金額は問いません。
- 詳細は寄付事務局へお問い合わせください。

お子さんがいる場合でも要注意です。両親の死後、子どもだけでの話し合いになつた途端に「お姉ちゃんの方が学費を多く出してもらつていいだしそ」などと言い合いになり、関係がこじれてしまうケースは少なくあります。親の介護や相続をきっかけに疎遠になつてしまつたきょうだいも見てきました。例えば「2人で仲良く半分ずつ分けてね」という内容の親の思いが書かれた遺言書があれば、納得感は大きく違つたでしょう。

ご寄付のお願い

わたしたち朝日新聞厚生文化事業団は、1923年9月の関東大震災の被災者救援活動をきっかけに設立された、非営利の社会福祉事業の実践組織です。

「だれもが支え合い、和やかに暮らせる社会を実現することをミッションとして、みなさまの「なんとかしたい」という思いを、具体的な行動に変えて、困難な立場の方々に届ける活動をしています。

これからも引き続きご協力をお願いいたします。

ご寄付の使いみち



困難な状況にある
子どもたちの進学や
学びを支援する奨学金
「応援金」を届けます



被災された方への
緊急支援として
役立てます



さまざまな
「当事者のつどい」で
つながりをつくります

この他にも、障がいのある人や認知症の人を支える取り組みなど、幅広い活動をしています。

ご寄付の方法

クレジットカード

事業団ホームページから
ご寄付の手続きができます。



銀行振り込み

お振り込み前に、こちらから
ご寄付の登録をお願いします。



リサイクル募金

本、DVD(本はISBN書籍コードがあるものが対象)、ブランド品、貴重金属、切手・ハガキ、骨董・絵画等をお送りいただき、査定額の全額を事業団に寄付できる仕組みです。集荷・査定換金・募金送金は「きしゃぽん」(運営:嵯峨野株式会社)が実施。集荷申し込み、取扱品に関する問い合わせは、電話0120-29-7000(9:00-18:00)まで。

ホームページ kishapon.com/asahi-welfare/

1,000円以上のご寄付で、お住まいの地域の朝日新聞地域面にお名前を掲載することができます(ご希望の方のみ)。

クレジットカードでのご寄付について

12月中にクレジットカードでご寄付をいただいた場合、領収書を発行する時期が翌々年の1月末頃となります。クレジットカードでのご寄付の場合、寄付のお申し込みをいただいた、翌月末に決済代行会社から当事業団へ入金されます。そのため、12月中に手続きしていただいた場合、翌年の1月末に当事業団に入金され、領収書の発行は翌々年の1月末頃となります。

「発達障がい」とともに生きる 豊かな地域応援助成

学習や行動に配慮が必要な「発達障がい」の可能性がある小学生は、35人クラスの中に3人程度いると言われています(2022年文部科学省調べ)。その割合は増加していますが、障がいの特性への理解は十分には広まっていません。

発達障がいの人は苦手なことがある一方、際立った集中力、記憶力を發揮するなど、得意なことがある人も少なくありません。苦手なこと、困りごとを補い、安心して暮らせる環境を整えることは、本人が自分らしく暮らしていくためにとても大切です。

当事業団では、本人の苦手なことや困り事に寄り添う支援、得意分野を伸ばすために、居心地の良い環境を整備したり、家族や支援者をサポートしたりする団体に助成金を贈呈しています。

2023年度の助成団体に選ばれたのは13団体、総額1062万8600円(1団体につき100万円まで、最長3年間の助成)でした。放課後の居場所づくりや専門職のスキルアップ支援、親同士の連携と支え合いの支援、就労や生活を物心で支える支援などに取り組む団体です。

発達障がいの特性や程度は様々で、本人は困りごとを感じていても、医師による診断が下りないという場合もあります。当助成事業では、診断の有無は問わず、見えにくく、制度の狭間に陥りやすい、本人が感じている「困難さ」にも寄り添い、支援しています。



2024年度も助成団体を募集

今回は、地域ぐるみで発達障がいの人を取り巻く環境を良くしようとする活動や、企業など様々な立場の組織と連携して行う活動、子どもの特性にあった学びを学校教育とつなぐ活動、当事者がサービスの受け手としてだけではなく活動を進める主体として一緒に参画する活動などに注目しています。本年度は本年度は10月22日に締め切り締め切り、92件の申し込みがありました。選考結果は、2024年1月中旬頃発表予定です。

オンラインセミナー「ヤングケアラー・貧困 子どもと家族を孤立させない」を開催

学校生活に支障が出るほど家族のケアに追われる、衣食住すら十分に満たせない困窮の中で暮らすなど、支援を必要としながら地域の中で暮らす子どもたちへ何ができるのかを考えるセミナーを、9月18日にオンラインで開催しました。

第1部では、約130名が参加し、第一線で活躍する講師の方々から、ヤングケアラーの実態や子どもたちの支援をする上で大切なことなどについて具体例を交えたお話を聞きました。

ヤングケアラーの子どもたちは、「可哀想」という印象をもたれがちですが、家族のケアをしていることの誇らしさや頑張りを認めてプラスに理解することが大切だということや、子どもの支援の主役は子どもであり、支援者は伴走支援であるべきだ、などが講師から語られました。

第2部では、数名ずつでグループワークを行いました。子どものSOSへの気づきや支援のための連携などについて、それぞれができることと一緒に考えました。

セミナー後のアンケートでは、「ヤングケアラーへの支援は、始まったばかりなのだと改めて意識した」、「具体的な実践事例をもっと知りたい」などの感想が寄せられました。今後も支援を必要とする子どもたちのための活動を続けていきたいと思います。



グループワークでは、自分にできることなどを、ホワイトボードに書き込みました。
(画像は一部加工しています)